平成２３年（フ）第４３１号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字三ツ角９番地２
債務者　山本三千三
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１５号
埼玉県川越市神明町52番地３　シティハイムクラリスＤ―201号室
債務者　髙橋　祐子（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３７７号
愛知県豊橋市豊岡町43番地
債務者　渡辺　松雄
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３８８号
愛知県豊川市御油町河原畑55番地　白銀荘２号
債務者　當間　啓子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３９４号
愛知県豊橋市浜道町字管石32番地15、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字イノ割62番地１　B201
債務者　雉野　廣子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４号
愛知県豊橋市富士見台４丁目22番地13、従前の住所愛知県豊橋市富士見台２丁目７番地の28
債務者　鈴木　一弘
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３３２３号
横浜市鶴見区生麦４丁目34番１号　ベイブリーズ生麦101
債務者　白川　晋也
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４１３号
神奈川県大和市柳橋２丁目９番地10　柳橋東和マンションＡ―104北井方
債務者　新田　佳人
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３０号
岡山市南区福浜町11番26号
債務者　藤井　哲也
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７６号
岡山県倉敷市日畑1031番地７
債務者　本原　和子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１６６号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目５番19号
債務者　佐藤早栄子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３８号
神奈川県藤沢市宮原3308番地の10
債務者　高井　智之
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３９号
静岡市清水区能島197番地の１　能島団地１号棟119号室
債務者　西沢　彰太
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４号
長崎県佐世保市若葉町30番45号　ワンルーム若葉101、旧住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1713番地２
債務者　中坊　弘行
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
長崎県佐世保市有福町4175番地９
債務者　濱田　晴美
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係